

## 市会議第2号

京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について

京都市会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成25年2月27日提出

提出者 市会運営委員会委員長 加藤 盛司

京都市会会議規則の一部を改正する規則  
京都市会会議規則の一部を次のように改正する。  
題名の次に次の目次を付する。

### 目次

- 第1章 総則（第1条～第12条）
- 第2章 議案及び動議（第13条～第18条）
- 第3章 議事日程（第19条～第23条）
- 第4章 選挙（第24条～第33条）
- 第5章 議事（第34条～第46条）
- 第6章 発言（第47条～第57条）
- 第6章の2 公聴会及び参考人（第57条の2～第57条の8）
- 第7章 委員会（第58条～第77条の2）
- 第8章 表決（第78条～第89条）
- 第9章 質問（第90条～第94条）
- 第10章 請願（第95条～第100条）
- 第11章 秘密会（第101条・第102条）
- 第12章 辞職及び資格の決定（第103条～第107条）
- 第13章 規律（第108条～第114条）
- 第14章 懲罰（第115条～第122条）
- 第15章 会議録（第123条～第126条）
- 第16章 協議又は調整を行うための場（第127条）
- 第17章 議員の派遣（第128条）
- 第18章 補則（第129条）

### 附則

第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第57条の2 会議で、公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第57条の3 公聴会(会議において開く公聴会をいう。以下この章において同じ。)に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書で、その理由及び案件その他必要な事項に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第57条の4 公聴会において、意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下この章において「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、会議において定め、本人にその旨を通知する。

2 市会は、その案件に対して、賛成者及び反対者の数が一方にかたよらないように、公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第57条の5 公述人が、発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言が、その範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第57条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第57条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、市会が、特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第57条の8 会議で、参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知する。

2 前3条の規定は、参考人について準用する。

第67条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第71条中「案件」の右に「その他必要な事項」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

委員会が公聴会を開く決定をするときは、あらかじめ議長に通告しなければならない。

第72条中「公聴会」の右に「(委員会において開く公聴会をいう。以下同じ。)」を加える。

第77条の2第2項を次のように改める。

2 前4条の規定は、参考人について準用する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第67条第2項の改正規定は、平成25年3月1日から施行する。

#### 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。